

4 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第53条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本自然保護協会（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定める。

2 協会会員は、寄付協力者であり、会員の意見・行動等は協会を代表するものではない。

(会員の種類と会費)

第2条 会員は以下に定める5種・7区分とし、総称してサポーターと呼ぶことがある。また、普通会员の中で、別途定めるNACS-J自然観察指導員登録規程に基づき自然観察指導員に登録された者を、便宜上、指導員会員と呼ぶことがある。

(1) 法人特別会員

年額100,000円の会費（会費としての寄付金、以下会費という。）を1口以上納入し、協会の維持発展への支援を通じて自然保護の推進に寄与する法人

(2) 団体会員

年額15,000円の会費を1口以上納入し、自然保護の啓発のために相互協力する団体

(3) 普通会员

普通会员は、次に定める3区分とする

1) 個人会員：年額5,000円の会費を1口以上納入し、自然保護の継続的な推進を支え
ると共に、協会の自然保護事業を支援する個人

2) ファミリー会員：年額8,000円の会費を1口以上納入し、自然保護の継続的な推進
を支えると共に、協会の自然保護事業を支援する同居家族

3) ユース会員：年額3,000円の会費を納入し、自然保護への意欲と関心が高い、満22
才となる誕生日以前に会員登録する個人。ただし、満22才の誕生日以
降の会員更新時に個人会員に切り替わるものとする。

(4) 寄付サポーター

年額1円以上の寄付金を直接納入し、協会の特定の自然保護事業を支援する個人ある
いは団体

(5) アクションサポーター

協会の寄付協賛事業への支援を通じて、寄付金を間接的に提供する個人あるいは団体

(入会及び退会)

第3条 会員は、次に定める入会手続きをもって、登録される。

(1) 法人特別会員・団体会員は、会費の納入及び住所、氏名もしくは団体名、電話番号の届出をもって登録申請する。登録期間は年単位で、開始月は随意の一年間と

する。

- (2) 個人会員・ファミリー会員は、会費の納入及び住所、氏名、生年月日、電話番号の届出をもって登録申請する。登録期間は、月単位で換算し、会費が納入された月（当月16日～翌月15日）から1年間とする。
 - (3) ユース会員は、会費の納入及び住所、氏名、生年月日、電話番号の届出をもって登録申請する。ただし、15才以下の場合には保護者の承認を要する。登録期間は、月単位で換算し、会費が納入された月（当月16日～翌月15日）から1年間とする。
 - (4) 寄付サポーターは、寄付金の納入及び住所、氏名もしくは団体名の届出をもって登録する。
 - (5) アクションサポーターは、協会の寄付協賛事業に参加する際の住所、氏名もしくは団体名、電話番号の届出をもって登録する。登録期間は年度単位で、寄付協賛事業に参加した年度とする。
 - (6) 法人特別会員・団体会員・普通会員は、寄付サポーター・アクションサポーターに重複して登録することができる。
- 2 いずれの会員も継続手続きは、会費・寄付金の納入もしくは寄付協賛事業への参加をもって更新される。
 - 3 次のいずれかの場合には、会員登録を抹消する。
 - (1) 退会の申し出が会員本人あるいは代理の親族からあったとき
 - (2) 1年以上会費が滞納されたとき
 - 4 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員サービス)

第4条 協会は、会員に対して次のサービスを行う。

- (1) 協会が発行する会報の送付。送付部数については、下表のとおりとする。

法人特別会員	会費1口あたり毎号1～5冊（希望による）
団体会員	会費1口あたり毎号1冊
普通会員	毎号1冊
寄付サポーター	年額3,000円以上の寄付金納入者に対し、当該年度の事業・会計報告を掲載した号を1冊（年1回）
アクションサポーター	会報は送付しない

- (2) 会員証の発行（寄付サポーター、アクションサポーターを除く）
- (3) 協会が主催するセミナー等催事への優先参加機会の提供（随時）
- (4) 各種協会事業における会員割引料金の設定（随時）
- (5) 協会事務所の自然保護ライブラリー収蔵資料の閲覧機会の提供

- (6) メール(登録者)、パンフレット、郵送物等による自然保護に係る情報提供(随時)
- (7) 協会ホームページの会員専用ページの設置
- (8) 法人特別会員及び団体会員を対象とした、自然保護事業企画への協力

(会員情報の保護)

第5条 協会は、別に定める個人情報管理規程に基づき、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿(氏名、住所、電話番号、生年月日等の全てが記載されている媒体)は一切公開しない。ただし、NACS-J自然観察指導員(指導員会員)の登録申請書及び名簿の取り扱いについては別に定める。

- 2 協会は、会員にとって利益となると考えられる自然保護情報の提供の際に、会員名簿を使用することができる。ただし、会員本人から名簿非使用の申し出があった場合には当該会員の個人情報は使用しない。

(改廃)

第6条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附 則

第7条 この規程は、2012(平成24)年4月1日より施行する。(平成24年2月22日理事会議決)

- 2 この規程は、2014(平成26)年4月1日より改定施行する。(平成26年3月17日理事会議決)